

## 確 性 試 験 規 則（抜粋）

平成20年4月1日制定 規格規則第1号  
令和6年1月25日改正

### 第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会（以下「協会」という。）が依頼を受け行う、新たに開発された材料、設計、溶接、検査、補修・取替等に関する確性試験（以下「確性試験」という。）に関し、必要な事項を定め、確性試験の公正かつ適確な実施を図ることを目的とする。

（合否の判定）

第5条 確性試験は、依頼に係る事項について第2章に規定する確性試験委員会の審議により確性が認められたときはこれを合格とする。

### 第2章 確性試験委員会

（設 置）

第7条 協会は、確性試験の依頼があった場合は、確性試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置マニュアルは、別に定める。

### 第3章 手 続

（確性試験依頼書）

第12条 確性試験を依頼しようとする者は、様式第1の確性試験依頼書に、依頼理由書及び関係書類、図面等を添えて協会あて提出するものとする。ただし、依頼者との協議の上、確性試験依頼書を契約書に替えることが出来る。

（料 金）

第13条 確性試験の料金は、別に定める確性試験料金規則（以下「料金規則」という。）によるものとする。

（確性試験証明書）

第14条 協会は、第5条により合格し、第11条により規格基準室長へ報告された後に様式第2の確性試験証明書を発行する。

（確性試験取り下げ願い）

第15条 依頼者は、確性試験を取り下げる場合、様式第3の確性試験取り下げ願いを協会あて提出するものとする。

2 依頼者は、確性試験取り下げまでに発生した費用及び消費税を協会に支払う。